

ロンドン条約 96 年議定書附属書 I 改正をめぐる動き

1. ロンドン条約並びにロンドン条約 96 年議定書の概要

1-1 96 年議定書の成立

廃棄物その他のものの海洋投棄（海洋投入処分）については、「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（通称ロンドン条約；1975 年 8 月に国際発効）」にて国際的な管理がなされてきた。わが国は同条約に 1973 年に署名し、1980 年 10 月に批准書寄託、同年 11 月に国内発効している。わが国では、同条約の求めるところを「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に取り込み、廃棄物等の海洋投棄並びに洋上焼却処分の適切な管理を行ってきたところである。

1996 年 11 月に開催された特別会合において、廃棄物の海洋投棄規制を更に強化することを目的とした「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」（以下「96 年議定書」という。参考資料 5 参照。）に関する最終文書が採択された。この議定書は現行ロンドン条約締約国 15 カ国を含む 26 カ国以上の批准または加入の後、30 日目に発効することになっており、2006 年 3 月 24 日に国際発効したところである。96 年議定書の目的は、現行条約と同じく、海洋投棄による海洋の汚染を防止することを目的としているが、前述の「規制強化」を達成すべく、海洋投棄および洋上焼却を原則禁止とし、海洋投棄を検討できるものを限定列挙する方式を採用すること、海洋投棄する場合には環境影響評価等に基づいて許可を発給することを明確化している（図 1）。

我が国は、96 年議定書を締結するため、海洋汚染防止法の一部改正（平成 16 年法律第 48 号）等国内担保制度の整備を進めてきており、同改正法は平成 19 年 4 月 1 日より施行されることとなっている。

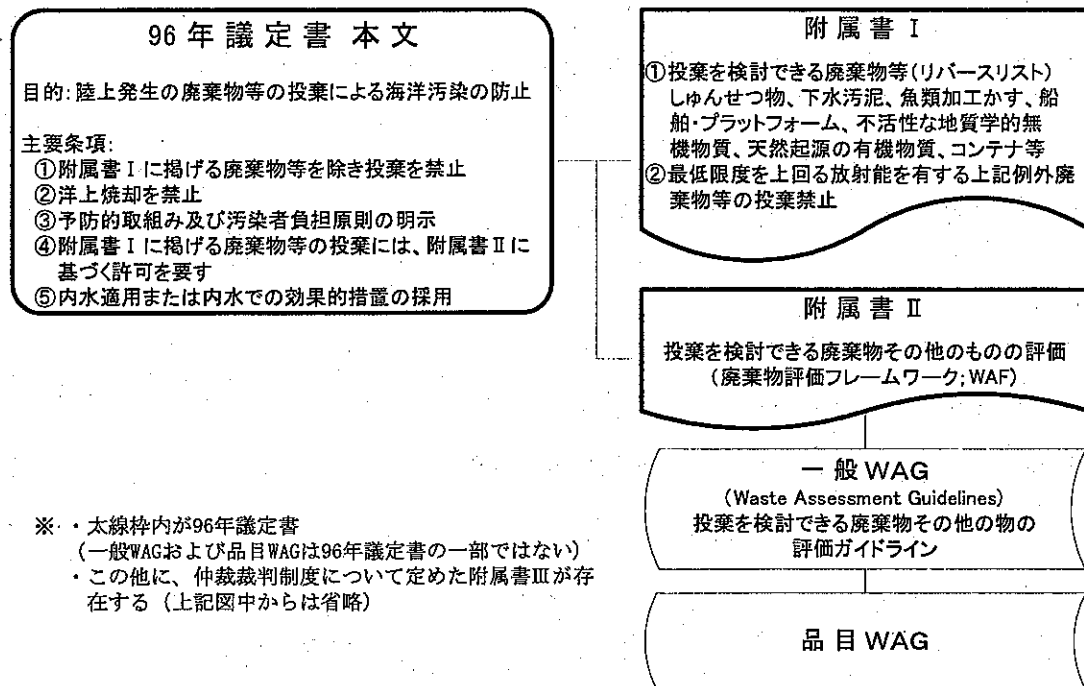


図1 96年議定書の概要

1-2 96年議定書と現行条約との基本的な相違

96年議定書が定める主な内容は以下のとおりである。

- ① 附属書 I に掲げる廃棄物等を除き海洋投棄を禁止 (第四条第一項)
- ② 洋上焼却を禁止 (第五条)
- ③ 予防的取組み及び汚染者負担原則 (第三条第一項及び第二項)
- ④ 附属書 I に掲げる廃棄物等の投棄には附属書 II に適合することを確保する許可を必要とする (第四条第一項第二号)
- ⑤ 内水適用又は内水での効果的措置の採用 (第七条)

前述のように、96年議定書では海洋投棄を原則禁止し、96年議定書附属書 I に掲げた廃棄物等だけが海洋投棄を検討できる仕組みとなった(図2)。これにより、国内的には今までは条約解釈上も国内法上も投棄可能としていた廃棄物等のうち幾つかの品目については、附属書 I へ対応の観点から海洋投棄を継続することが禁止され、又は困難な状況となる。

また、議定書附属書 II の遵守義務に伴い、各々の廃棄物の海洋投棄が海洋環境にもたらす影響を予測・評価し、その上で各国の行政機関が許可を発給する仕組み等を各国国内において整備することが必要となった。

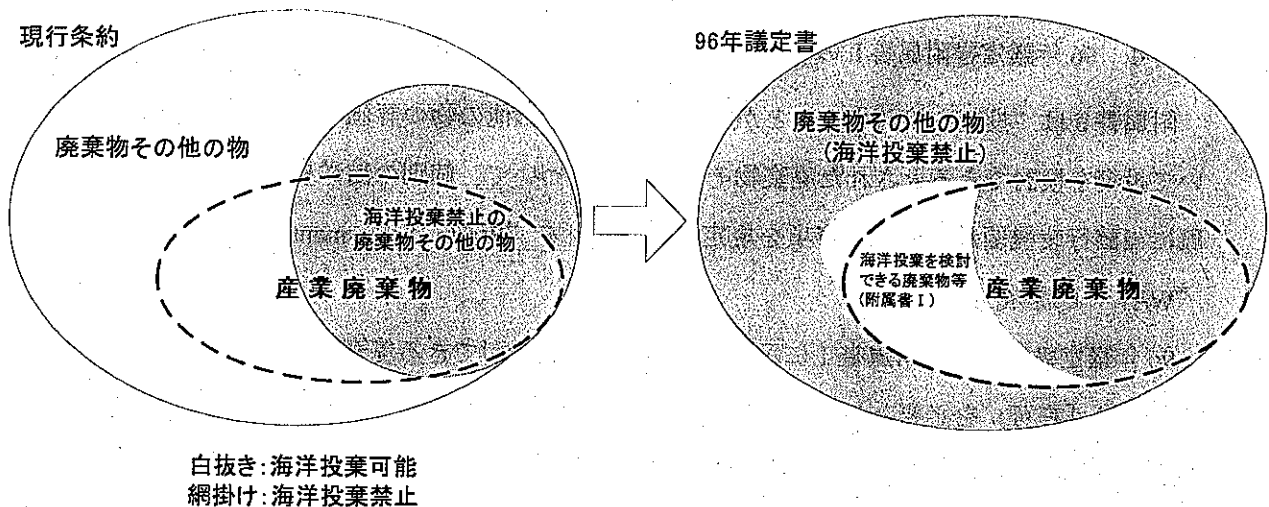


図2 現行条約と96年議定書における海洋投棄が可能な廃棄物等の相違

1-3 96年議定書附属書Iの内容

附属書Iが定める事項は以下のとおりである。

- (1) 海洋投棄を検討できる廃棄物等品目（リバースリストと呼ばれる：表1）
- (2) 投棄を検討する場合の一般注意義務（環境汚染物質の除去及び漁ろう・航行の重大な障害防止）
- (3) 低レベル放射性廃棄物の海洋投棄の一定期間後の見直し規定。

表1 96 議定書附属書Iに掲げられた「海洋投棄を検討できる廃棄物その他の物」（リバースリスト）

海洋投棄を検討することができる廃棄物その他の物

1. しゅんせつ物
2. 下水汚泥
3. 魚類残さ又は魚類の産業上の加工作業によって生じる物質
4. 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構築物
5. 不活性な無機性の地質学的物質
6. 天然に由来する有機物質
7. 海洋投棄以外の処分が物理的に困難な地域（小島等）で発生する鉄、コンテナ等から構成される物質

※ここに示された品目に該当するもの以外は海洋投棄を検討することができないのであって、海底下地層に二酸化炭素を処分する場合には、附属書Iを改定して二酸化炭素を記載する必要がある。

1-4 96年議定書附属書Ⅱの内容

附属書Ⅱは“投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価”すなわち、附属書Ⅰにおいて投棄を検討できるとされた廃棄物その他の物について、個別の海洋投入処分許可を発給する際に当該行政機関が考慮する事項を規定する（これを“Waste Assessment Framework”すなわち“WAF”と通称。）。

96年議定書本文は、附属書Ⅰに示した「海洋投棄を検討できる廃棄物その他の物」を投棄する場合には「許可」を必要とし、締約国に対して許可の発給及び条件が附属書Ⅱの規定に適合することを確保するため行政上及び立法上の措置の採用を義務付けている。

附属書Ⅱの記載項目は下記のとおりである；

96年議定書附属書Ⅱの記載項目

廃棄物の防止のための審査

：廃棄物発生量の削減の努力を明らかにする。

廃棄物管理の選択肢についての検討

：再利用、再生利用、無害化などの検討が行われたことを明らかにする。

化学的、物理的及び生物学的特質

：投棄する廃棄物の性状を明らかにする。

行動基準

：投棄の可否を審査する基準を国が設ける。

投棄場所の選択

：海洋環境、経済的実現可能性等を考慮し、投棄場所を選択する。

潜在的影響の検討

：海洋投棄等の環境影響について「影響に関する仮説」を立案すること等により比較検討する。

監視（モニタリング）

：許可条件の遵守及び環境影響についての監視を行うための監視計画を策定する。

許可及び許可基準

：環境影響評価が完了し、要求される監視要件が確定した後、許可を発給する。この許可は定期的に見直される。

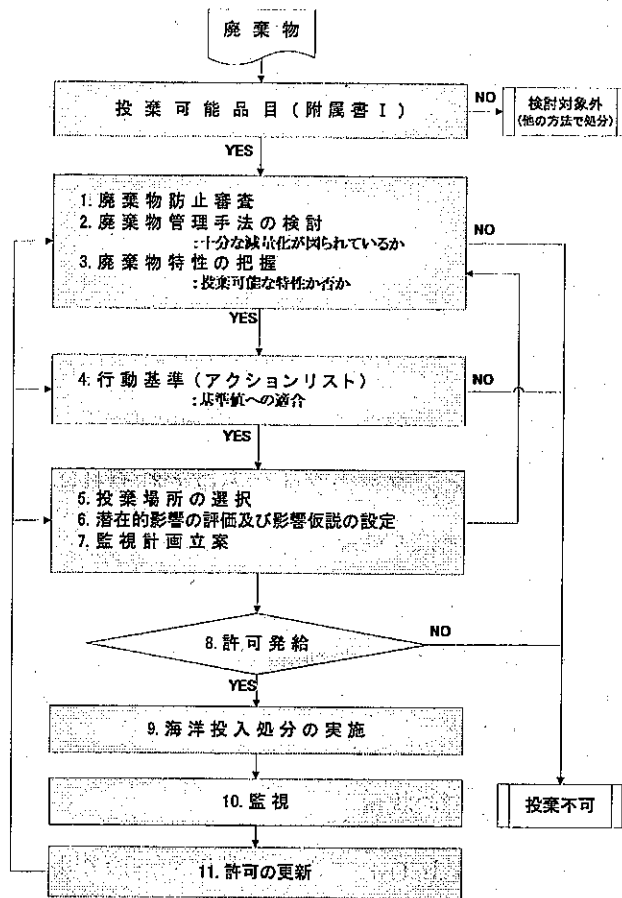


図3 附属書Ⅱ及び一般WAGが想定する許可発給の流れ

1-5 一般WAGおよび品目WAG

(1) 一般WAG (Waste Assessment Guidelines)

96年議定書では、附属書Ⅱ(WAF)の実行上のガイダンスとして Waste Assessment Guidelinesを示している。これは、附属書Ⅱの条文の文言をそのまま用いつつ、それに追加する形式で制定され、一般WAGが附属書Ⅱの意味を敷衍する関係である(前掲図1参照。より詳細な実施規定と理解してよい)。WAGは96年議定書の一部ではないため、各締約国にはWAGの規定どおりの制度を構築する義務はないが、附属書Ⅱに対応する的確な制度を整備するためには、可能な限りWAGの規定を尊重していくことが望ましいといえる。

(2) 品目WAG

一般WAGを受けて、附属書Ⅰに列挙された廃棄物品目ごとに策定されたものであり、個別の廃棄物品目の特性を踏まえてWAGの内容の一部削除や置き換え・追加等がなされている。

現在、品目WAGは以下のものが整備されている；

附属書Ⅱにおける一連の手順をまとめると図3のとおりとなる。これは、附属書Ⅰの品目に合致し、海洋投棄せざるを得ない量が最小化できている廃棄物を、特定の場所に海洋投棄することについて環境影響評価を行い、その結果が許可基準を満たすものであれば個別の許可を発給し、野外調査を含む監視(モニタリング)を実施することで海洋環境が保全されていることの確認を求めるもの、と言える。